

三重県本庁舎広告付き案内板設置・運営（広告取扱）業務  
企画提案コンペ参加仕様書

1 企画提案コンペの目的

三重県本庁舎において、県内情報を提供することにより来庁者等の利便性向上を図るとともに、新たな歳入の確保のため県有財産の有効活用を目的として、平成 30 年度から県民ホールに広告付き案内板を設置しています。

上記取組に当たり、広告付き案内板を設置・管理するほか、当該広告付き案内板に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を募集し、広告原稿の確認・校正、その他広告主との調整を行う等広告掲載に係る一連の業務を行う事業者（以下「広告取扱事業者」という。）を企画提案コンペにより選定します。選定された広告取扱事業者に対し、県は広告付き案内板の設置場所を貸し付けます。

2 定義

この仕様書において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによるものとします。

- (1) 広告付き案内板。来庁者等に対し県内情報を提供することを目的に設置された案内板で、県内情報とは別に広告が併せて掲載されているものをいいます。
- (2) 企画提案。広告取扱事業者の募集に際し、広告取扱事業者から提出された広告付き案内板を設置し、運営（広告取扱）すること（以下「設置・運営（広告取扱）」という。）に関する企画提案をいいます。

3 公募内容

(1) 公募事項

三重県本庁舎広告付き案内板設置・運営（広告取扱）業務に係る事業者の募集

(2) 業務内容

別紙「三重県本庁舎広告付き案内板設置・運営（広告取扱）業務仕様書」のとおり

(3) 貸付物件

施設名称	三重県本庁舎
所 在	三重県津市広明町13番地
設置箇所	1 階県民ホール
面 積	3. 365 m <sup>2</sup> 以内 ※別紙「設置場所位置図」参照

(4) 貸付期間

令和 5 年 6 月 30 日から令和 10 年 3 月 31 日までとします。（更新なし）

ただし、貸付期間の始期は、県と広告取扱事業者との合意により、契約日から令和 5 年 6 月 30 日までの間で随意に定めることができます。

その際、追加となる日数分の貸付料は、日割により算出し加算します。

※県が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、広告取扱事業者が貸付条件に違反する行為を行ったとき、その他県が必要と認めるときは、賃貸借契約を解除することがあります。

#### 4 参加資格

広告付き案内板の設置・運営（広告取扱）に必要な能力を有する者で、次の条件を全て満たす者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

#### 5 参加方法（※時間は24時間表示となっています。）

##### (1) スケジュール

スケジュールは次のとおりとします。

日程	項目
令和5年2月6日（月）	参加仕様書等の公表（企画提案の受付開始）
令和5年2月17日（金）	質問の受付締切
令和5年2月27日（月）	質問の回答期限
令和5年3月7日（火）	企画提案の提出締切
令和5年3月14日（火）	企画提案コンペ（書類審査）の実施（予定）
令和5年3月24日（金）	結果公表及び申込者への選定結果通知（予定）

##### (2) 参加仕様書等の配布

令和5年2月6日（月）から3月7日（火）までの間、三重県ホームページでのダウンロードのほか、13に掲げる場所で配布します。手渡しの場合の配布時間は、9時から17時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）とします。

##### (3) 現地確認

現地の確認を希望される場合は、9時から17時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に各自で現地を確認して下さい。（確認に当たっての事前の連絡は不要です。）  
現地説明会は行いません。

(4) 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

企画提案コンペに関する質問は、13 に記載する担当課まで、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法（様式自由）で提出して下さい。ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行って下さい。

頂いた質問には、令和5年2月27日（月）17時までに三重県のホームページにおいて回答を公開します。

(5) 企画提案の提出

①提出書類及び提出方法

提案者は、本仕様書及び三重県本庁舎広告付き案内板設置・運営（広告取扱）業務仕様書その他関係書類を熟読のうえ、下記アからキまでに掲げる書類を、13に掲げる場所へ持参又は郵送して下さい。（郵送は書留郵便に限る。期限内必着のこと。）

なお、イーbからイーeについては、三重県入札参加資格名簿（建設工事関係）登録者及び三重県物件等電子調達システム利用登録者であって、登録済みの情報に変更がない場合は書類の提出を省略できるものとします。

また、カ（企画提案書（様式4））の作成にあたっては、別紙「三重県本庁舎広告付き案内板設置・運営（広告取扱）業務に係る企画提案書の作成要領」を参照して下さい。

	提出書類	部数
ア	三重県本庁舎広告付き案内板広告取扱事業者申込書兼誓約書（第1号様式）	1部
イーa	企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式1）	1部
イーb	登記簿謄本又は登記事項証明書 （法人の場合。商号、所在地、代表者、（資本金等）の事項が記載されているもの。写し可）	1部
イーc	身分証明書（個人の場合。本籍地市町村長証明のもの。写し可）	1部
イーd	成年被後見人、被保佐人等について登記されていないことの証明書 （個人の場合。発行から3ヶ月以内のもの。写し可）	1部
イーe	委任状（様式2） （支店又は営業所等に権限が委任されている場合）	1部
ウ	法人役員名簿（様式3）	1部
エ	直近事業年度の事業報告書	1部
オ	過去3事業年度の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの）	1部
カ	企画提案書（様式4）	7部
キ	その他企画提案の参考となる資料	7部

## ②提出期間

令和5年3月7日（火）17時までとします。なお、持参の場合は、9時から17時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）とします。

## （6）不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- ① 提案に申し込む資格のない者が提案したとき。
- ② 同一の提案者が当該企画提案コンペに対して二つ以上の提案をしたとき。
- ③ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- ④ 参加に際して事実と反する申込みや提案に際して談合等の不正行為があったとき。
- ⑤ 提案者が企画提案の中で示した貸付料の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字に誤脱があったとき、又は識別しがたい見積、又は金額を訂正した見積をしたとき。
- ⑥ 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- ⑦ その他、県が予め指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 6 費用負担

広告付き案内板の設置・運営（広告取扱）業務実施にあたり、次の経費は広告取扱事業者の負担とします。

### （1）貸付料

広告取扱事業者が企画提案の中で示した価格（税抜）に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額をもって貸付料とします。

### （2）電気料

広告取扱事業者が広告付き案内板に別途設置する計量器の示す数値をもとに算出された電気料とします。

### （3）広告付き案内板の制作・管理等の費用

広告付き案内板の制作、設置、維持管理、撤去及び原状回復に要する費用は、広告取扱事業者が負担することとします。

### （4）その他

上記以外の経費負担が発生した場合は、県と広告取扱事業者との協議により負担を決定します。

## 7 掲載する広告

広告付き案内板に掲載する広告については、三重県広告掲載要綱及び三重県本庁舎広告付き案内板広告掲載基準に適合するとともに、別途設置する三重県本庁舎広告付き案内板掲載広告審査会において承認を得たものでなければ掲載できません。

## 8 審査

### (1) 実施方法

県は提出された書類を、別に設置する三重県本庁舎広告付き案内板設置・運営（広告取扱）業務企画提案コンペ選定委員会において、総合的に審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者（以下「最優秀提案者」という。）と契約を締結します。

なお、最優秀提案者は、条件を付したうえで選定する場合があります。（最優秀提案者は、付された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができます。）

### (2) 審査基準

審査に当たっては、以下の諸点を重視して総合的に評価することとします。

項目	審査基準	配点
1. 業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"><li>・法令等を遵守して業務を遂行する能力があるか</li><li>・組織、人員体制が十分確保されているか</li><li>・広告付き案内板の設置・運営（広告取扱）に関して実績があるか</li></ul>	5
2. 広告付き案内板の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・県内情報を提供することにより来庁者等の利便性向上に資するような仕様となっているか</li><li>・県内情報枠及び広告枠の設定は適切か</li><li>・県民ホールに調和する形状、デザインになっているか</li><li>・配線が庁舎の景観及び安全を損なわない方法になっているか</li><li>・「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン（詳細版）」（三重県作成）をふまえ、ユニバーサルデザインに配慮した仕様になっているか</li></ul>	5
3. 設置計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・設備の安全面確保や落下・破損に対する対策は十分にとられているか</li><li>・維持管理体制が十分に整備されているか</li><li>・緊急時の対応が適切に確保されているか</li></ul>	5
4. 運営（広告取扱）計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・広告主を募集するに際し、十分な能力があるか</li><li>・広告原稿の確認・校正その他広告主との調整に際し、十分な能力があるか</li><li>・県内情報の更新が適切になされることになっているか</li></ul>	5
5. 貸付料	<ul style="list-style-type: none"><li>・貸付料の提案は妥当か</li><li>・安定的な県の収入が見込めるか</li></ul>	10
合計		30

### (3) 審査結果

審査結果は、最優秀提案者を選定した後、提案した全ての者に対して令和5年3月24日（金）17時までには通知します。（予定）

## 9 最優秀提案者決定後の手続き

広告取扱事業者に決定した者は、別途県が指定する期日までに、(1) から (5) までの書類を持参にて提出して下さい。

正当な理由なく、当該期日までに契約書等を提出しないときは、広告取扱事業者の決定を取り消すことがありますので、注意して下さい。

### (1) 賃貸借契約書

#### ①賃貸借契約の締結

広告取扱事業者に決定した者と三重県との間で、広告付き案内板の設置場所に係る賃貸借契約を締結します（別紙「三重県本庁舎広告付き案内板設置及び広告掲載に係る県有財産賃貸借契約書（案）」）。

契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃借権の設定を目的とした賃貸借契約によるものとし、期間の更新や延長は行われなないものとします。

広告取扱事業者は、上記契約に基づき、広告付き案内板の設置・管理や、広告の募集等広告掲載に係る一連の業務を行うものとします。

なお、契約手続に関する一切の費用については、広告取扱事業者に決定した者の負担とします。

#### ②契約保証金

契約時に契約保証金を納付していただきます。契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

(2) 契約実績証明書（様式5）

上記（1）②に記載のとおり、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を提出して下さい。

(3) 見積書（様式6）

(4) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの）の写し。

(5) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの）の写し。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、広告取扱事業者に決定した者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

11 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 広告取扱事業者に決定した者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、広告取扱事業者に決定した者が上記（1）イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

12 その他

(1) 企画提案に要する費用については、各提案者の負担とします。

(2) 提出された書類は返還しません。

(3) 提出書類等に記載された個人情報については、当業務の目的以外で使用することはありません。

(4) 提出いただいた書類等については、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）に基づき情報公開の対象となります。

13 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部 管財課 資産活用班 担当：牧添

T E L : 059-224-2137

F A X : 059-224-2111

E-mail : kanzai@pref.mie.lg.jp